（申込みの場所）

第十七条　法第十五条の四第一項第四号（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の農林水産省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　（略）

二　共済代理店（法第十五条の四第一項第四号に規定する共済代理店をいう。第二十一条の三及び第二十一条の四を除き、以下同じ。）の営業所又は事務所

三　（略）

（共済契約の申込みの撤回等ができないとき）

第十八条　法第十五条の四第一項第五号（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　申込者等が、営業若しくは事業（当該共済事業実施組合の組合員の営み、又は従事する漁業（法第十条第一項に規定する漁業をいう。）を除く。以下この号及び第二十条の二第三項第六号において同じ。）のために、又は営業若しくは事業として締結する共済契約として申込みをしたとき。

二～十　（略）

十一　当該共済契約が、既に締結されている共済契約（この号において「既契約」という。）の更改（共済金額その他の給付の内容又は共済期間の変更に係るものに限る。）若しくは更新に係るもの又は既契約の共済金額、共済期間その他の内容の変更に係るものであるとき。

（共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する共済掛金）

第二十条　法第十五条の四第五項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める金額は、当該共済契約に係る共済掛金として既に受領し、又は受領すべき金銭の額を当該共済契約の共済期間のうち当該金銭の額に対応する期間（以下「共済掛金期間」という。）の総日数で除した額に、当該共済掛金期間の開始の日から当該共済契約の解除の日までの日数を乗じた額に相当する金額を限度とする。

2　（略）

（情報の提供）

第二十条の二　法第十五条の五第一項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する農林水産省令で定める特殊の関係のある者は、団体共済（法第十五条の五第一項に規定する団体共済をいう。以下同じ。）に係る共済契約者から当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者その他これに準ずる者（当該団体共済に係る共済契約の締結又は共済契約の代理若しくは媒介を行った者を除く。）とする。

2　法第十五条の五第一項に規定する農林水産省令で定めるときは、一の団体又はその代表者を共済契約者とし、当該団体に所属する者を被共済者とする団体共済に係る共済契約者又は前項に定める者から当該団体共済に係る共済契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合であって、当該団体と当該加入させるための行為の相手方との間に、当該団体共済に係る共済契約に関する利害の関係、当該相手方が当該団体の構成員となるための要件及び当該団体の活動と当該共済契約に係る補償の内容との関係等に照らし、一定の密接な関係があることにより、当該団体から当該加入させるための行為の相手方に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められる場合とする。

（申込みの場所）

第十七条　法第十五条の四第一項第四号（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の農林水産省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　（略）

二　共済代理店（法第十五条の四第一項第四号に規定する共済代理店をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所

三　（略）

（共済契約の申込みの撤回等ができないとき）

第十八条　法第十五条の四第一項第五号（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　申込者等が、営業若しくは事業（当該共済事業実施組合の組合員の営み、又は従事する漁業（法第十条第一項に規定する漁業をいう。）を除く。以下この号及び第二十二条第三号ロにおいて同じ。）のために、又は営業若しくは事業として締結する共済契約として申込みをしたとき。

二～十　（略）

十一　当該共済契約が、既に締結されている共済契約（以下「既契約」という。）の更改（共済金額その他の給付の内容又は共済期間の変更に係るものに限る。）若しくは更新に係るもの又は既契約の共済金額、共済期間その他の内容の変更に係るものであるとき。

（共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する共済掛金）

第二十条　法第十五条の四第五項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める金額は、当該共済契約に係る共済掛金として既に受領し、又は受領すべき金銭の額を当該共済契約の共済期間のうち当該金銭の額に対応する期間（以下「共済掛金期間」という。）の総日数で除した額に、当該共済掛金期間の開始の日から当該共済契約の解除の日までの日数を乗じた額に相当する金額を限度とする。

2　（略）

（新設）